アメリカ政治と比較研究

――人事における政治と行政の距離を手掛かりとして―

芦

秀

立

朗

日次

章

はじめに 日常生活における「比較」:教授の一家言と「スポーツの街」の貢献

者

一章 比較の第一の意義:一般的法則発見への手がかり

なぜ人事を見るのか:選挙にも試験にもよらない人事の意味

第二節 日本における行政職員人事の歴史をどう解釈するか第一節 英米の資格任用制採用の背景:比較により明らかになる共通点

第一項 戦前日本の官僚制度の概観

第二項 官位乗っ取り騒動と文官任用令の改正

第四項 戦後初期における「政治の排除」第三項 文官分限令による高級官吏の更迭と文官分限令の改正

第五項 近年の改革

第三節 小括

第三章 比較の第二の意義:諸要因を制御した因果的推論を行うために

第一節 政治任用とハリケーン・カトリーナの悲劇

第二節 制御の意味とは

タミ三節 政治任用が行政のパフォーマンスをどう変えるのか:先行研究の知見から

第四節 日本の行政研究への示唆:展望

まとめ 事例を束ねる理論の役割

はじめに 日常生活における「比較」: 教授の一家言と「スポーツの街」の貢献者

だ比較研究の方法論について考察するものである。 (1) 界問題研究所員として二〇〇八年春にピッツバーグに出張に伺う機会もあった。本稿はピッツバーグ滞在を通じて学ん だった訳ではない。二○○一年夏から二○○四年一月までピッツバーグ大学院生として在籍し、また京都産業大学の世 バニア州ピッツバーグ市にあるピッツバーグ大学で研究を行った。ピッツバーグに赴くのは二〇〇八年夏が初めて 著者は京都産業大学の在外研究員として、二〇〇八年八月から二〇〇九年八月までの一年間、アメリカ合衆国ペンシ

ここではピッツバーグでの二つの出来事を導入にして説明する。 でも必要になってくる、ナイフ・フォークの使い方に該当する。そうは言っても、 二〇〇八、二六)。比喩的に言うとすれば、ドイツ法やアメリカ政治学といった領域がそれぞれ「ドイツ料理」や「ア こで言う比較とは対象としての比較ではなく、方法としての比較であるので注意をしてもらいたい(建林・曽我・待鳥 メリカ料理」について学ぶ学問だとすれば、比較研究というのはドイツ料理を食べる時にもアメリカ料理を味わう時に 比較研究というと様々な大学に置かれている「比較政治学」の講座のことを想起する皆さんが多いと思う。しかしこ イメージが湧きにくいと思うので、

め

六月に開催されたスタン

V

1

力

ッ

プではピッ

ツバ

1

ブ

~

ンギ

ンズが最終戦までもつれ込んだアイ

・スホ

ケ

1

3

味し 軍 とのことである。 では、 中 メ あるため強いということらしい。 砂漠などの IJ か は 匕 いかそうでない 強いというのが結論であった。 カである 料理 ツ バ 兵力に関する一般的な法則 過酷な環境にあってもたき火でパスタを茹でるところから始めたり、 $\bar{\sigma}$ 1 美味し - グで か 6 その一方で、 お世話 かは、 ステレ 玉 「の軍隊は弱い」との発言が飛び出した。 ⁽²⁾ になった教授に大変食通の先生がいらっしゃった。 個々人の判断に任せるとして、 オタイプというのではなく、 料理の美味しくない国の兵は、 先生が想定していたのは、 (を見つけ出そうとしている点にある。 同様にイタリアは兵力が弱いと主張したかった様だ。発言の主は生まれも育ちもア 何か思うところがあってのことであろう。 この先生の発言で興味深いのはアメリカとイ イタリアとアメリ 食べ物の美味しい地域を占領したいという意欲が 先生の持論によると、 ある時先生と話をしていたら、 カのことであった様で、 手の込んだことをするので急襲 料理が美味しい国 ア メ - タリ だからアメ IJ カ の アの の食事 軍 私 の に弱 人間 の 理 盛 ヵ

二〇〇八年から二〇〇九年にかけての一 ピッツバーグに籍を置くプロのスポーツチームとの関係では次のような出来事もあ 年は、 バラク・オバマ大統領が誕生したり、 未曾有 ゟ 世界金融

たりとアメリカにとって文字通り大きな「変化」の年となった。二○○八年で市制二五○年を迎えたピ

ッツ

1

・グに

危

が

とっても、二○○八年から二○○九年にかけての一 「スポーツの街」というイメージが定着したこともピッツバーグにとって忘れられない年となった。 ス ポ ーツと言えば、 アメリカンフッ ኑ ボ 1 年は大きな節目の年となった。 ル、 アイスホ ッケー、 野 球 バスケ しかし、そうした政治経 ッ ኑ ボー ルである。こ アメリ 済 カで好

月に アメ はアメリ IJ 力 ン フ ッ カ トボ フ ッ ールとアイスホ ŀ ボ ルル の 王者を決めるス ッケーでピッ ツバ 1 パ 1 ーグに籍を置くチームが全米一 ボ ゥ 'n んでピッ ツバ ーグ・ ステ になったのである。 1 1 ラー ズが 劇 的 な逆 二〇〇九年二 転勝

(847)

米覇者決定戦を制して優勝を決めたのである。 複数の競技でプロスポーツを抱える都市が限られているということもあ

同じ年に全米一のチームが同じ都市から二つ誕生するということはまれであり、 ピッツバーグでは 「スポ ・ツの

ツバーグ」であるとか「草の上でも氷の上でも俺たちは負けない」というフレーズを印刷したシャツが売られて

この直後、

大学の友人達と誰がこうした幸運をもたらしたのかという議論になった。

別の街からやって来た一

口 生は 街ピッ

るかどうかを観察するという方法である は 的ではないのであるが、そうした留保を付けた上で一回生と著者のどちらの言い分が正しいか決着をつける一つの方法 年に全米一になるという結果を説明する上で制御するべき要因は様々あるので、 自分だと言い張り、 著者が帰国し当該一回生だけがピッツバーグに滞在するという状況下で、プロスポーツの優勝チームが再度誕生す 在外研究でたまたま滞在した自分のお陰ではないかと著者は異を唱えた。 誰がついていたのかという議論は学術 勿論、 複数のチー -ムが 同

手掛 ある。どちらも る点が面白い。 いて人事(主として行政職員の人事)を例にしながら説明を加えていくが、その前に次章で人事行政を見る意義につい いにせよ、結びつける時に役に立つ。 以上の二つの出来事はどちらも些細なものである。 かりの提供」 比較の意義は大きく分けて二つあると考えることが出来る。比較の第一の意義は「一般的法則発見への 理 であり、 論 法則を作り上げて、 最初の逸話の様に、 第二の意義は 強化していく上で大切なものである。 料理の美味いまずいと言うことと軍の強弱を、 「諸要因を制御して因果的な推論への道筋をつけてくれること」で しかしながら、 比較研究という方法論の本質を端的 本稿では、これらの二つの意義につ 必ずしも因果関係ではな に表現して

て考えたい。

意義があると言えよう。

註

- 1 ていることは予めご了承願いたい。こうした形での掲載を歓迎して頂いたことを法学会に深謝する。 で著者が行った講演の内容を発展させたレビュー論文である。 本稿は、二〇〇九年一一月三〇日に開催された京都産業大学法学会秋季講演会で、「アメリカ政 教材としての意味付けもあるために、 やや変則的な形式になっ 治と比較 研究」 という題
- 2 ここで言う「理論」とは「記述的推論」のことである。詳しくは第二章以降を参照のこと。
- 3 アメリカ政治学教育の一端を垣間見ることができる。 きる。こうした言い方は、大学院生も日常会話でよく用いる。突飛な発想であっても、 もう一点大学教育との関連で興味深いこととして、「私の理論では(Theory tells)…」という表現方法を上げることがで 政治学における独自のトレーニングの重要性に関しては、 仮説を立てて、それを検証するという 大嶽

第 章 なぜ人事を見るのか:選挙にも試験にもよらない人事 の意味

などが指摘している。

おいてはややもすればそうした相違点が注目されがちである。しかしその一方で、類似点も確かに存在する。そうした (deviant case) と考えることが出来るためである。各国・各機関それぞれ興味深い特徴を有しているために、 本稿が人事を例として比較研究という方法を考察するのはなぜか。 それは、 人事が他 の領域と比べた場合に逸脱 人事に

常態であると示すことは理論の深化に大いに貢献するのである。こうした一連の作業は、安易な特殊論を克服する上で 共通点は比較という過程を経て初めて明らかになるのである。そして、逸脱と考えられる領域で、 逸脱が逸脱ではなく

誤ったイメージではない。 ア ノメリ カは選挙の国というイメージがある。 しかしながら、 その一方で選挙にも試験にもよらない公職の人事が行われることが今日でも 州の最高裁判事を選挙で選ぶ所があることを考えればそれ

(849)

まれではない。二○○八年大統領選挙直後のブラゴジュビッジ・イリノイ州知事逮捕劇は、そうした人事にまつ

の長になれない日本型の議院内閣制とは異なり、 ヤ ンダルであった。 オバマは上院議員職を辞めることになった。(4) オバマは大統領就任直前まで連邦上院議員(イリノイ州選出) アメリカでは議員が議員を兼務しながら行政職に就くことができな イリノイ州では、 空席となった上院議員職を埋めるのは州知事の権 であった。 国会議員でないと行政

選挙にも試験にもよらない人事が無視できない影響を及ぼしていることを再認識させる事件であった。

ブラゴジュビッジは後任人事を巡って賄賂を要求したとされる。

選挙による人事

(大統領選挙)

の陰で、

K ょ

限であった。

- メリカの人事を見ると政治任用された者は、「国民からの直接選挙で選ばれた政治家でなく、また、 採 用試

ば、小泉政権下で内閣府特命担当大臣を務めた竹中平蔵教授は国会議員になることで自民党内からの批判をかわそうと 松二〇〇八、七一)。 る専門能力の検証も経ていない」ために、正統性を如何に確保するかという問題に常に直面してきたことが分かる 政治任用された者の正統性に関するこうした知見は日本についても当てはまると言えよう。 例え

した。逆に、 鳩山政権 ・菅政権で法務大臣を務めた千葉景子参議院議員は二○一○年の参議院選挙で落選し、 民間出身

ながら、 なった。憲法では国務大臣 の選挙に立った訳ではない竹中や千葉が、 の大臣となって以降は死刑執行に際して「選挙に落ちた人間がそんな事をする資格があるのか」と批判を浴びることに 正 統性 の確保という点では当選することが重要だったのである。こうした政治任用者の苦労には日 .の過半数が国会議員でなくてはならないことを定めているに過ぎないのである以上、 選挙の結果によって大臣の資格を問われる必然性は技術的にはない。 米の共通点が しかし

は日本では 政治任用はあまり見られ なかったのであろうか。 そうではない。 どの試験によって採用され かによっ 存在する

てキ ャリアとノンキャリアが区別されてきた日本においても、 明治時代以降、 政治任用は様々な形で行われてきた。そ

(850)

明する。

うした事実を看過して、
 丰 ャリア官僚の再就職慣行である「天下り」や選挙のみに注目するとしたらそれは人事の多様

性を矮小化していると言えよう。

何かしらの類似点を見出すことが出来ると考える。そこで本稿では、人事に注目して比較研究の役割を考えるのであ 選挙にも試験にもよらない人事は日本でもアメリカでも行われてきた。そうであるとすれば人事を巡る力学に関

註

る。

4 従って、 アメリカには 「政治家が就任するという意味での『政治』任用はない」と言えよう(村松二〇〇八、六五)。

第二章 比較の第一の意義:一般的法則発見への手がかり

ることによって、 に当たる。 比較の第一の意義は特殊論を越えた一般的法則の発見にある。 「料理が美味しい」という概念は主観的であるが、それでも「アメリカと比べて」という基準を明ら 操作化がしやすくなる。比較という作業が一般的な法則の発見に役立つ好例であろう。 冒頭の事例で言えば、 料理の味と軍事力の関係 の究明 か

にはなっておらず、 こうした法則は、 事実の記述の域を出ていない。 原因と結果の関係を示す因果的推論と考えることも不可能ではないが、必ずしも原因と結果 卑近な例で言えば「○○県人は勤勉だ」という様な記述的 の関係 論 の

子が各国に存在することが、比較によって明らかとなることを示す形で、比較が一 種であると考えられる。 本章では、 行政職員人事において「政治主導」と「政治の排除」という二つの間を揺 般的法則発見にいかに貢献するか れる振り

(851)

第 メリカ 一節 の猟官制は、 英米の資格任用制採用の背景:比較により明らかになる共通点 大統領選挙に勝った政党が狩猟の獲物を分け与える様に官職を分け与えるということを意味し

た。 その弊害が次第に明らかになることとなる。 大統領選挙の度に行政職員の多くが入れ替わったのである。こうした人事は民主主義を追求した結果とも言える その弊害が表れた最大の悲劇が一八八一年の現職大統領の暗殺であ

発生したのである。 た。 ないと分かって凶行に及んだとされている(真渕二○○九)。 共和党の大統領ガーフィールドが、失意の官位求職者に銃撃され、 彼はガーフィールド大統領が選挙戦で当選の暁には官職を保障すると約束したと考え、 その傷がもとで亡くなるという衝撃的 それが叶わ な事件が

八八三年にペンドルトン法が成立し、 公務員制度改革はかねてからアメリカにおける大きなイシューであった(ルイス二○○九)。大統領の暗殺直 資格任用制が採用されることになった。 中間選挙で共和党は大きく議席を減らし

に中立的な官僚集団を形成しようとしたという指摘もある(西尾二〇〇一)。そうした点では、ペンドルトン法は対民 たので、次期大統領選挙で共和党が民主党に敗れることを危惧した共和党が、民主党に人事でしっぺ返しをされない内

殺ということが大きな衝撃であったことは疑う余地がない。但し、 主党戦略であったという見方もできよう。しかしながら、法律制定のそもそもの動機がどうであったにせよ大統領の暗 注意が必要なのは、こうした改革の後も、

多くの政治任用者が存在するのが、アメリカの行政の特徴だということである。

の研究によれば、 政治と行政 の 距離はペンドルトン法以降も政権によって近づいたり遠ざかったりした。近年の傾向を分析 民主党のカーター政権期で増加が顕著であったものの「一九六○年から二○○四年までを見れば、政 したルイス

治任用者の ア メリ カより先に、 増加 は民主党政権でも共和党政権でも起きている」とのことである(ルイス二○○九、一一八)。 イギリスでも資格任用制が採用されていた。 アメリカほど血塗られた歴史でないにせよ、 イギリ

入れ そ は資格任用 の発展と軌を一にするこうした動きは他方で人事が政治的に利用されるリスクも伴った。 ースコ ħ が 替えが れまでの 資格 1 任 ŀ 行 様 制 崩 われる中では、 1 の 制 を採用 ŀ 君 採用以前は、 V 主に忠誠を誓う官僚集団ではなく、 ヴ エ した背景にあるのも、 リアン報告を受けて、 安定した官僚機構が生まれないことへの危機感が声 情実人事と呼ばれる行政職員人事が行われていた。 ア イギリスは資格任用制に移行した メリカと同じく民主主義の行き過ぎに対する懸念であった。 議会勢力に親和的 な行政職員が求められる様 絶対王制 高に叫ば (西尾二〇〇一)。 れた。 政権が変わる度に行政 の時代から共和制 そして、 になった。 一八五三年 イ に移行 民主主 ギ 職 リスで 蒷 の

どの政党が政権を担っても中立的に政権を支えるというイギリス公務員のイメージとは逸脱が見られる と各省大臣が任命する特別顧問がそれに当たる。 いたため そのイ に官 ギ ij ヘスでも議員が行政官になる訳でも試験による任用でもない政治任用が見られる。 僚 の中 立. 性 を疑わしく思ったブレアを中 ブレア労働党政権が発足した時に、 -心に特別顧問を増やした (坂本二〇〇三 b、一〇六—一〇七)。 それまで保守党政権が長く続いて 首相 が任命 する特 莂 顧 簡

とである。 比較するという作業は有益である。 **うという動きが見られたという共通点があると言うこと、** 7 メリ カとイ こうした共通点がその ・ギリ スを比べて明らかとなることは、 他 ここでは日本の行政職員人事を戦前まで遡り、 の国でも見られる一般法則に近いものであることを示す上で、 民主主義の行き過ぎを客観的試験を伴う資格任用制 さらに資格任用制採用以降も政治任用は 日本の歴史もまた英米と類似性を持 別 なくならなかったこ の 事 例 を選 て正そ

でも

つ

か 検討する。 論 を先に述べ ると、 ア **,** メリ カや イギ ・リスで見られたような政治と行政 の 距 離 を巡る動 きは 特殊なものでは 日

本でも見られた。このことにより、 政官の距離に関する「振り子」 は遍在する可能性が示唆される。

(853)

第二節 日本における行政職員人事の歴史をどう解釈するか

第一項 戦前日本の官僚制度の概観

れ H 一九四八年には中央で独立に人事行政を扱う人事院が新設されたからである。 本の場合、 資格任 用 制が .確立されたのは、 一九四〇年代後半とされている。 九四七年に国家公務員制 しかしながら、 今日のキャリア官僚 度が整備さ

に相当する高等官は明治時代から既に存在していた。

任用制の成立を一九四〇年代にまで遅めて考えるのは、雇・傭人などが役所に存在したからであろう。(5) とを示す逸話 B 点 この内 長級の奏任官、 れる雇 リア官僚制度が試験の枠による慣習的なものであったのに対して、 ここで戦前の官僚制度について概観する。 に大きな違いがある。 入り口が一つだが出口が二つという意味で、「ズボン」と呼ばれていたなど、高等官が制度的に厚遇されていたこ ・傭人を別として、 勅任官と奏任官を高等官と呼んでいた。 には事欠かない 各省大臣が総理大臣を経て上奏し任用する判任官と三種類に大別することが出来た 高等官が使うトイレとそれ以外の職員が使うことが出来るトイレが内部で分けられていたた 行政職員集団は天皇が自ら任命する次官級の勅任官、 (川手二○○五、一一・真渕二○○九、三三)。こうした高等官の存在にも 戦前の行政職員は「天皇の官吏」と呼ばれた。民法上の契約により採用さ 後で述べる通り、 戦前は上級職とそれ以外が制度的に区別されていた 高等官は高等文官試験の合格者である。 総理大臣が天皇に上奏して任命する局 (稲継二〇〇五)。 関 戦後のキャ

が存在したのである。 党勢力による人事への関与が強化されるとそれに対する反作用として政治家以外の勢力が政治を排除しようとする流 な位置付けを与えることが出来ることに気付く。 かしながら、 政官の距離を巡る政党勢力とそうでない勢力(元老や軍) これを単なる政治家の腐敗と一 蹴することはたやすいが、 の間での対立は明治時代から見られた。 英米との比較の中で考えると、学問的 政

第二項 官位乗っ取り騒動と文官任用令の改正

そ議会に議席を有さないもの いったのが、 は当初はそうした制限は課されておらず政治任用 治二六 (一八九三) 明治三一(一八九八)年に発足した第一次大限重信内閣いわゆる隈板 年の文官任用令によって、 のの、 初めての政党内閣として誕生した内閣であった。 奏任官は高等文官試験合格者となる。 の余地が残されていた。 それを上手く用いて人事を支持拡大の為に この隈板内閣 (わいはん) しかしながら、 内閣であった。 が誕生した背景 勅任 官 首班こ に関

勝利を受けて、 力に預けることにしたのである。 が 否決したが、 |租増税を巡る元老と政党勢力の対立があった。 隈板内閣は行政職員人事における政治任用を開始したのである その勢いを勝って自由党と進歩党が合併して憲政党を作ったため 結党間もない憲政党は隈板内閣発足直後の衆議院議員総選挙で圧勝 第三次伊藤博文内閣による地租増税案を議会多数派 (広見一九九七)。 Ŕ 非政党勢力側 は じた。 の自由党と進歩党 度政 権を政党勢 総選挙での

間で占領した。 玉 一務大臣のほとんどが政治家であるのは政党内閣という定義上言うまでもないが、 例外は大蔵次官くらいであっ た。 その他にも、 主要な局長のポ スト (外務省通商) 事務次官ポストを憲政党に 局長、 内 _務省: 北 近 海

長など)を憲政党の前身である旧自由党と旧進歩党の党員で仲良く分け合ったのである !政に関する専門知識に乏しい人間 が要職に送り込まれたため、 行政の現場は混乱したと伝えられる。 (広見一九九七)。 もっとも、

度否決したはずの地租改正に手を加える必要が生じてしまったことや、 由党と旧 進 歩党の 間 の対立などがきっかけとなり、 隈板内閣は半年足らずで幕を閉じることになった い わゆる「共和演説事件」 後の人事を巡る (広見一 九 九 旧

隈板内閣 登用 にすることとした。 による人事の混乱を目の当たりとして、 つまり、 勅任官は高等文官試験合格者とされたのである 次の第二次山県有朋内閣は文官任用令を改正し、 (西尾二〇〇一)。 勅任官は 奏任官 から

た制度改革を経

て、

明治四〇

(一九〇七)

年以降には、

「各省次官はほとんどすべて高等試験合格

著

11 (855)

のである (西尾二〇〇一、一〇〇)。また、 国務大臣に関しても「大正元(一九一二)年以降になると、 この 種 \mathcal{O}

次官経験者から大臣に任命される人々が続出し始めたのであった」(西尾二〇〇一、一〇〇)。

第三項 文官任用令改正により高級官吏は高等文官試験の合格が必須となったものの、他の手法を用いて政治家は行政の人事 文官分限令による高級官吏の更迭と文官分限令の改正

局長等の七二%が更迭されている。 ていると言うことである。政党内閣下において内務省では組閣後(つまりは政権交代後)一ヶ月以内に事務次官・主要 のは、 内閣)という大きな流れが伊藤 政友会系の内閣 足した原敬内閣以降の政党内閣下における高級官吏の更迭に注目した伊藤 友会系の内閣 の文言を利用して政党内閣は高級官吏の更迭を繰り返していたのである。この点に関して、大正七(一九一八)年に発 に関与し続けた。 政友会と憲政会・民政党の二大政党間で政権交代が行われる度に、 (原敬内閣、 (田中義 具体的には、 一内閣)、民政党系の内閣 高橋是清内閣)、 「官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ」は休職を命じることができるという文官分限 (一九九七、一八三)では想定されている。 内務省ほど大きな数字ではないが、 憲政会系の内閣 (浜口雄幸内閣、 (第一次・第二次加藤高明内閣、 第二次若槻礼次郎内閣)、 鉄道省• 各省主要官僚の異動がつまり首切りが行われ (一九九七) 伊藤 院では六三%、 (一九九七、一八三) のデータが大変参考になる。 第一次若槻礼次郎内閣)、 政友会系の内閣 農林省でも五八%の高 が明らかにする (犬養毅 政

とになった。 になった一方で、 この様な政党勢力の人事への関与を受けて、 文官分限令改正により休職の際には文官分限委員会の諮問に掛けることとなった。 戦時において官僚勢力が台頭し、 昭和七(一九三二) 軍部との関係を深めたとの指摘もある 年に斉藤実内閣のもとで文官分限令が改正されるこ (西尾二〇〇一)。 官吏の身分保障が強固

常に首がすげ替えられていたことが分かる。

級官吏の異動が見られた。また、

四四%の異動に留まった大蔵省においても、

事務次官に限れば政権与党が変わる度に

(856)

政治家による官僚

のコント

口

ールの必要性を再考させるきっかけとなった。

第五項

近年の

改革

で

の

政務次官に代えて、

第 る四項 戦後初期における 「政治 の 排除

の職 具体的な制度設計という点では、 (一九四七) を政治任 《後の人事行政を考える上で重要なのは、 年に片山哲内閣により最初の国家公務員法が成立した。 用 の対象となりうる特別職としたことである。 法律による国家公務員制度の確立という事実を挙げないわけには 日本国憲法で公務員が フーバーを中心とする人事顧問団 「全体の奉仕者」と定められたことであるが、 この時の国家公務員法の大きな特徴は、 がアメ い ij かな カに 昭和 時 事務次官 帰 玉

より

た隙に、

片山内閣

がアメリカ案を変更して成立させたものであった

(西尾二〇〇一)。

なった訳である。 に は改正され、 よって歯止 L 「政治 かしながら :の排除」という傾向は戦後もしばらく継続したのである。 事務次官は一般職となったのである。 一めが掛けられたのではなく、 こうしたアメリカの不信感は、 アメリカから帰国したフーバ この時は政党勢力に不信感を持っていたアメリ () が、 政治的に中立な人事院の創設にも見て取ることができる。 政治と行政の距離を縮めようとする動きは、 助言と異なる国家公務員法を見て激怒した。 カにより改めら 戦前の様 そこで国家公務員法 に非政党勢力 れることと いずれにせ

代後半以降の官僚のスキャンダルであったと言えよう。 述の 「政治 『の排除 の 方向が 「政治主導」 に揺り戻す契機の一つとなったのは、 戦後復興を支えた「優秀な」 官僚集団 IJ クル 1 .が贈収賄に絡んでいたと ト 事件など、 一九八〇年

の 改革の方向性としては、 道を開くという意味での政治任用と二つに分けて考えることができる。 多くの政治家を行政に参加させるという意味での 前者の例としては、二〇〇一年よりそ 「政治」 任用の拡大と、 外部 の人間

総計二二名の副大臣と二六名の大臣政務官が置かれることになったことを挙げることができ

る。 これはイギリスに範をとり、 小沢 一郎が中心となって構想した仕組みである。 政治家を行政に参加させるという改

革は、選挙による人事と近い側面があるが、 大統領選挙や裁判官の選挙の様に選挙によって職員を選ぶという直接的な

ものとは必ずしも同じではない。

第二の類型の例として考えることができる。 二〇〇八年の公務員制度改革で内閣官房に内閣人事局を設置して、 内閣人事局構想が、 民間からの登用をも企図したものであったためであ 幹部人事を一元化することになったことは改革の

る。

らず政権の意思決定全般に関わることであるが、 役 二〇〇九年の政権交代以降 の役割が強調されることになった。 は 「政治主導」というスロ また、事務次官等会議の廃止なども大きな変化であった。 行政における政治色を制限してきたこれまでの人事の在り方とは異な ーガンのもとに、 大臣・副大臣・大臣政務官つまり これらは人事のみな 政 務三

小括

る

うユ で政治任用という概念が全く同じかという疑問は残る。「政治学者が旅するほどに、 ないのである。 治 両極を !の排除」と「政治主導」 本章ではアメリカ・イギリ ニークな表現方法で比較研究における概念の同一 (部分的にせよ)行ったり来たりしているということである。 もちろん、 日米英の三ヶ国比較のみで完全な一般化をするのは困難である。そもそも、 の二つの潮流の中で、 ス・日本の人事の在り方を比較した。 各国がどちらかの極に常に留まるというのではなく、 性の問題を指摘したガイ・ピーターズのコメント この点では、どこの国の人事が特殊ということは 連の作業から分かるのは、 政治学の概念は旅をしない」とい 人事をめぐっては 振り子のように アメリカと日本 は的を射ている

たので、

謝意と共に付記する

と言えよう(Peters 1998, 108)。

1975)° 貢献する。 あることが分かり理 しかしながら、ここで重要なのは、 従って、 論 事例選択においては、 の幅が拡大したということにある。 米英の歴史から導き出されたインプリケー その事例が何のためのもの この様に事例 は なのかを十分認識する必要がある 理 論の構築に資する一方で、 ションが日本という国でも適用可能で 理 論 の補強 (Eckstein

なった。また内閣人事局構想も二〇一〇年六月の通常国会の閉会により廃案となった。こうした事例は上記の振り子の 見られたが 果たして日本では、 (田中・久米・ 政権交代直後の鳩山内閣では Ш 出 真渕 古城二〇一〇)、 「政治主導」 その後の菅内閣で が声高に叫ばれ、 「政治主導 意思決定における国家戦略 の方向 に修 Ĕ を加 えることに 局構 想が

註

存

在を証明していると言えよう。

- 5 している 真渕 (三()(九) は、 高等官をリクルートするシステムに注目し、 明治時代に既にメリット システムが採用されたと定義
- $\widehat{7}$ $\widehat{6}$ この点に関しては、 自由民権運動で知られる板垣退助を入閣させたために、 講演時には端折って説明をしたが、 大隈と板垣という有名な二人の名前から隈板内閣と呼ばれている。 本学法学研究科の中田摩可也・古座昭宏両君から重要な指摘を頂

(859)

比較の第二の意義:諸要因を制御した因果的推論を行うために

にある。 比較の第二の意義は、 因果関係が実際に存在するのか、存在する場合独立変数はどの程度影響を及ぼしているのか、 原因となる要因 (独立変数) と結果となるもの (従属変数) に関する因果関係を特定すること 比較という過程

本章ではアメリカにおける行政事業の比較から考えていく。

第一節 政治任用とハリケーン・カトリーナの悲劇

中

・から明らかにすることができるのである。

がアメリ る人事の特徴である。こうしたことを背景に、 ンドルトン法によりアメリカは資格任用制を採用したが、 カで生まれてきた。特に二〇〇五年のハリケーン・カトリーナは、 政治任用の多さと政府の業績・パフォーマンスを関連づける議論や研究 先述の通り、政治任用が多いこともまたアメリカにおけ 政治任用の効果が注目される契機となっ

た

された。では、政治任用とパフォーマンスの関係は実在するのであろうか。 のも、 含めて甚大な被害をもたらした。 ー ュ | リケー 二〇〇五年八月にアメリカ・ルイジアナ州に上陸したハリケーン・カトリーナはルイジアナ州のみならず近隣 カトリーナの上陸前に「ホワイトハウスの発令した非常事態宣言適用地域のリストには、 オーリンズ市 カトリーナによる災害では、 などの州南部エリアは含まれてなかった」 被害が大きくなった背景には行政の対応の遅れ・甘さがあったと指摘された。 政治任用の多い連邦危機管理庁 からである (FEMA) に関して能力がないことが指摘 (堤二〇〇八、三八)。 被災の特に激しかった 大統領のみならず、 いの州を という

る

Ō

表 1

	政治任用者主導	職員数	PART 得点(パフォーマンス)
事業 A	No	3000 人	90 点
事業 B	Yes	100 人	10 点
事業C	Yes	3000 人	10 点

第二節 制御 の意味とは

ある。 いる。 を排除する必要がある。 ある原 然科学では制御は比較的容易であるが、 因がある結果をもたらしたという因果関係を特定する際には、 こうした諸要因 の影響力の排除を 社会科学では関係のない要因 「制御 $\widehat{\exists}$ ン 関係のない要因の影響 ŀ 口 1 の ル 制御 と呼 は困 難

がら、 ため が 貧困削減に与える影響を測定するために、 例えば、 自然科学の世界で例を挙げるとすれば、 そこで、 社会科学においては実験を行うことは技術的にも倫理的にも困難である。 気温以外に体積を左右する気圧を一 表一の様な状況を想定しよう。 実験の代わりに条件の似た事例を見つけて比較を行うのである。 ここでPARTシステムとは、 気温が気体の体積に与える影響の大きさを測定する 被供与国 定にして実験を行うことが可能である。 の人口を人工的にそろえることはできま アメリ 例えば、 カ の L 行 改管理 かしな 援助

がスコア 比較である。 業成果の四つ の点数で評価され 予算局が連邦政府の事業を評価するために用いられている評価方法であり、 か 判 表一 断 の低さにつながっているの が なぜならば、 のカテゴリーに関連する細目に基づいて算出される 出来ないからである。 の様な場合であれば事業Aと事業Bの比較より、 る。 この得点は、 事業Aと事業Bのみを比べても、 事業の 実験によって条件をそろえることが出来ない社会科学にお か、 職員数の多寡がパ 目的と設計、 計 フ 画の オ 政治任用者主導の事業であっ 1 戦略性、 事業Aと事業Cの比較が良 マンスの悪さにつながって (ルイス二〇〇九、 事業マネジメント、 ○点から一○○点 たの

表 2-1

全ケース	PART 得点 90 点	PART 得点 10 点
職員数 3000 人	17 事業(68%)	8 事業(32%)
職員数 100 人	8 事業(32%)	17 事業(68%)

表 2 - 2

政治任用者主導 No	PART 得点 90 点	PART 得点 10 点
職員数 3000 人	16 事業(80%)	4 事業(20%)
職員数 100人	4 事業(80%)	1 事業(20%)

表 2 - 3

政治任用者主導 Yes	PART 得点 90 点	PART 得点 10 点
職員数 3000 人	1 事業(20%)	4 事業(80%)
職員数 100人	4 事業(20%)	16 事業(80%)

ロジェクトでは、職員の数が三○○○人であっても一○よう。ここで明らかになるのは、政治任用主導でないプ分けて表を作ったら表二一二、二一三の様になったとしところが、政治任用者主導の事業とそうでない事業を

見える。

でない事業ではPART得点が低くなる傾向がある様に職員の数が多い事業ではPART得点が高くなり、そう

状況を考えてみよう。ここでは単純化のために職員数は いては、 の間には関係がありそうな気がする。 まれるために、一見したところ、職員数とPART得点 としてある。右下のセルと左上のセルに多くの事例が含 三〇〇〇人か一〇〇人、PART得点は九〇点か一〇点 である (伊藤・田中・真渕二〇〇〇)。表二―一の様な はないかという疑問の余地はあるが、必ずしもそうでは 方法を採ることになる。 十分な数の事例があれば、 見せかけの相関 比較によって条件が同じものを見つけるという (「擬似相関」) の恐れがあるから 制御をしなくても大丈夫で つまり、 関係する

と る 様

ΪĊ

事

業

の

パ

フ

オ

]

スを高めることが唯

最善の

行政運営の方法ではないからである。

治的な応答性

はト

V

ーマドン

オフ

の関係にあり、

政治任用により、

パフォー

マン

スが悪くなったとしても政治的な応答

事業のパ

フォ

1

こが 関 響を与えそうな政治任 ある。つまり、 ○人であっても、 比較の意義に関わってくるが、 の問題である。 実際には職員数とPART得点の間には関係がなかったのである。 八○%の事業が九○点のPART得点を得て、 表二―一から二―三は、 闬 者 の 有無という要因を無視したために誤った結論を導いてしまった訳である。 実験ができないから代わりに比較によって他の要因を制御するのである。 重要な要因 (変数) 二〇%の事業が一 を制御することの重要性を物語っている。 ○点と評価されているということで にもかかわらず、 P これ ART得点 そして、 が それが表 「擬似

第三節 政治任用が行政のパフォーマンスをどう変えるのか:先行研究の知見から

の例では

事業Aと事業Cの比較となる。

てであるので、 事業に悪影響を及ぼすと言うことである。 われていたことを実証した点では大きな意義がある。 手 例 法を用いて他 場合に) その結果、 の数を増やして、 P 全ての時 ARTスコアが 明らかとなったのは、 の 時 期や政府を分析することが可能になったことも評価することが出来る。 期、 様々な要因を統計的に処理 全ての連邦政府の事業についてこうした知見が当てはまるとは限らないが、 五・五二ポイント下がるということである。 政治任用者が主導する事業においてはそうでない事業に比べて ルイス(二〇〇九)が分析したのは、 ・制御した計量分析をル また、 ルイス (二〇〇九) 平易な言葉で言えば、 イスは行っている(ルイス二○○九、二一 二〇〇四年度から二〇〇六年度に が 細かい操作化を行ったお陰で、 政治任用者 (他の条件が 印 象 の 的 同 か 在 け

但 政治任用 12 .関する知見は何も政治任用者の存在を貶めるものではない。 ルイス (三)(〇)九) 自身も留保して

19 (863)

性は高 まる可能性があるのである

調することもできる。 難くない。 大統領が自分への支持を拡大させるために支持団体の主要人物を専門能力とは関係なしに要職に就けることは想像に 大統領のお気に入りのプロジェクトを実施することによって大統領が公約を果たしたということを強 アメリカ政治学で想定される様に、大統領が自身の再選に重きを置くのであれば、 支持拡大のた

第四節 日本の行政研究への示唆:展望

心に人事を「アメとムチ」のアメとして用いることは合理的であると言えよう。

究を踏まえて、 るが指摘し、韓国における公務員制度改革の方向性を示唆する。 イスの政治任用研究は、 政治任用された人間が資格任用された人間よりも業績評価に鈍感であることをやや直感的な表現ではあ 国境を越えてその後の研究にも影響を及ぼしている。例えば、Kim(2009)はルイスの

多くの政治任用職を抱えるのは当然であるが、必ずしもそうでないところも存在する。その差を分析する時に、 ある。副大臣・大臣政務官は合計二人から五人と府省によって幅がある。 きで述べているように、 (三()(九) イスの様な政治任用の研究は日本の行政を見る上でも、参考になり得る。 の様にどの様な政策領域で行政機関が政治化されやすいかという視点は有意義であろう。(8) 一面的な規範論から脱して、政治と行政の関係について考えるきっかけを与えてくれるからで 総務省や国交省などの規模の大きなところが 稲継がルイス (二〇〇九) の監訳者後書 ルイス

る研究は確かにあるけれども(武藤二○○六)、例えば、 時期に行われたと言うことは問題を孕んでいる。 日本の政治任用の効果について時系列分析を通じて判定する上で、副大臣・大臣政務官の設置と中央省庁再 政治家のキャリアという点で政務次官と大臣政務官の連続性を指摘 建設省における政務次官と国交省における副大臣・大臣政務 が同じ

官を直 一截的 に比較することは困難であろうからである。

羽字一郎が在中国日本国大使に着任した。 効果を同定できるかも知れない。 そうではあるが、 外務省などの中央省庁再編を経ても組織があまり変わらなかった省に注目することで、 その外務省に関連して、二〇一〇年七月末日には伊藤忠商事取締役相談役を務めた丹 民間出身の大使とそれまでの大使の業績を比較することは興味深い知見を与 政治任用の

えてくれるかも

知 ħ ない。

とが 因果的推論の裾野を広げることになるし、 (三〇〇九) もちろん、こうした分析を行うためには客観的なパフォー が出来る。 (Przeworski and Teune 1970) に倣った操作化を行い日本の行政を分析した結果として、 大切なことは、 「日本」 Þ 「アメリカ」という固有名詞を変数で以って置き換えるということにあるの アメリカと異なる結果が得られた場合でもそこから新たな制御変数を探すこ マンスの測定という難しい作業が不可欠であるが。 アメリ カ同様の結果が得られたとしたらそれは ル イ ス

註

ある

8 付 きまとうのであるが もちろん、 副大臣・大臣政務官を置く府省の数が一二に過ぎないので、 観察される対象の少なさ(small N) という問題は

まとめ 事例を束ねる理論 の役割

は難し 本 ·稿は行政 研 究領域であるかも知れない。 職 質の 人事に注目 しなが b ややもすれば政治任用の拡大に賛成か反対かという規範論に結びつきかねな 比べることの二つの 利点について方法論的に考察を行った。 政 治任 用 の 研 究

からである。 しかしながら、 国会研究に関する論争を前にした待鳥(二〇〇四、一五〇) が的確に述べた様に、 「実証

分析と価値的含意を過度に短絡することが自由な研究を妨げ、かえって新しい知見や現象解釈から価値や規範につい

長いものかも知れない。 考える機会を失わせることが問題なのである」。政治任用についても、実証分析と価値的含意の距離は我々が思うより

研究が貶められるものではないし、 は限界があり、 複数の事例の組み合わせが重要となってくる。もちろんそのことによって一国に的を絞った優れた先行 それは本稿が書かれた目的でもない。 ある国の過去と現在を比べるというのは、

世

「の中には多くの興味深い事例が存在する。

本稿の導入で紹介したように、

アメリカだけやイタリアだけというので

要因の制御に困難が伴うにしても、 重要な情報を与えてくれるのであるから。

ねる作業が大切であるし、そこに大学における学びの意味があるのである。(9) 本稿で強調したいのは事例を事例のままにしておくのはもったいないということである。 バ **ラバ** ラな事例を束

註

9 をしてくれた法学部同僚の吉永一行准教授に感謝したい。 こうした学問の在り方に関連して、「メタ学習」ということが日本でも言われている。この点に関して示唆に富むコメン

石田光男・樋口純平(二〇〇九)『人事制度の日米比較―成果主義とアメリカの現実―』京都:ミネルヴァ書房

伊藤光利 ・田中愛治・真渕勝(二〇〇〇)『政治過程論』 東京:有斐閣

稲継裕昭 (一九九六) (一九九七) 『日本の官僚人事システム』東京:東洋経済新報社 「第一次大戦と戦後日本の形成:立憲政友会の動向」『法学論叢』一四○巻三・四号、 五. 五.

一二二一頁

稲継裕昭 (二○○五)『公務員給与序説―給与体系の歴史的変遷』

大嶽秀夫 (一九九四) 『戦後政治と政治学』東京:東京大学出版会

大嶽秀夫 (一九九九)『高度成長期の政治学』東京:東京大学出版会

川手摂 (二〇〇五) 『戦後日本の公務員制度史:「キャリア」システムの成立と展開』東京:岩波書店

北山俊哉・真渕勝・久米郁男(二○○九)『はじめて出会う政治学[第三版]』 東京:有斐閣

坂本勝(二〇〇三a)「イギリス公務員制度の変容:事務次官と特別顧問の役割を中心に(一)」『龍谷法学』三五巻四号、

坂本勝(二〇〇三b)「イギリス公務員制度の変容

(二・完):事務次官と特別顧問の役割を中心に」『龍谷法学』三六巻一

号、

六五九一七

一三五百

〇四頁

田中愛治・久米郁男・川出良枝・真渕勝・古城佳子 建林正彦・曽我謙悟・待鳥聡史(二〇〇八)『比較政治制度論』 (二〇一〇) 『政権交代: 東京:有斐閣 新政権の挑戦と模索』

堤未果(二〇〇八)『ルポ・貧困大国アメリカ』岩波新書 東京:岩波書店

広見直樹(一九九七)『日本官僚史!』東京:ダイヤモンド 西尾勝(二〇〇一)『行政学[新版]』東京:有斐閣

真渕勝 待鳥聡史(二○○四)「[誌上論争][解題]議会研究と国会研究の間で」『レヴァイアサン』三五号、一四六─一五 (二〇〇九)『行政学』東京:有斐閣

頁

社

武藤桂一(二〇〇六)「政務次官から副大臣 四九一五六百 副 一大臣制の実態研究へ 、の手が かりを求めて―」『季刊 行政管理研究』 第

村上弘・佐藤満編著(二〇〇九)『よくわかる行政学』京都:ミネルヴァ書房

村松岐夫編著(二〇〇八)『公務員制度改革―米・英・独・仏の動向を踏まえて―』東京:学陽書房 村松岐夫(二〇〇一)『行政学教科書:現代行政の政治分析 [第二版]] 東京: 有斐閣

|イヴィッド・ルイス(二〇〇九)(稲継裕昭監訳、 浅尾久美子訳)『大統領任命の政治学:政治任用の実態と行政へ の影響』 京

ネルヴァ

(868)

Eckstein, H. (1975). Case study and theory in political science. In F. I. Greenstein and N. W. Polsby (Eds.). Handbook of political science v. 7:

Geddes, B. (2003). Paradigms and sand castles: Theory building and research design in comparative politics. Ann Arbor, MI: University of Strategies of inquiry (pp. 79-137). Reading: Addison-Wesley Pub. Co.

Kim, P.S. (2009). A case for performance management for political appointees. Public Personnel Management, 38(4), 1-18

Michigan Press.

Przeworski, A. and Teune, H. (1970). The logic of comparative social inquiry. Malabar, Florida: Robert E. Krieger Publishing Company. Peters, B. G. (1998). Comparative politics: Theory and methods. New York: New York University Press.